

## 8 補装具の購入・借受け・修理

身体障害者手帳の交付を受けた身体障がい者(児)又は難病患者に対して、職業その他日常生活の能率向上を図るために補装具の購入、借受け及び修理にかかる費用(補装具費)を支給します。なお、装具など医療保険の給付対象となるものについては、医療保険の給付が優先されますので、加入している健康保険にご相談ください。すでに購入(修理)した補装具には費用を支給できませんので、事前に障がい者福祉課にご相談ください。

### 対象にならない場合

- ①労災による障がいの方
- ②介護保険の福祉用具の対象者(65ページ参照)
- ③すでに購入・借受け・修理した場合
- ④18歳以上の方は、市町村民税所得割額が46万円以上の方が世帯員にいる場合

**費用負担** 補装具の製作・借受け・修理費にかかる費用の9割を市が負担します。(基準額あり)

	申請者	申請に必要な書類
18歳未満	保護者 又は 施設長	<ul style="list-style-type: none"><li>① 補装具費(購入・借受け・修理)支給申請書</li><li>② 補装具費支給意見書(修理の場合は原則不要)</li><li>③ 見積書</li><li>④ 個人番号カード(ない場合には、通知カードと運転免許証等の身分確認ができるもの)</li></ul> <p>※1月1日現在成田市に住民票のない方は、世帯員全員の市町村民税課税状況が確認できるもの</p>
18歳以上	本人	<ul style="list-style-type: none"><li>① 補装具費(購入・借受け・修理)支給申請書</li><li>② 見積書</li><li>③ 個人番号カード(ない場合には、通知カードと運転免許証等の身分確認ができるもの)</li></ul> <p>※1月1日現在成田市に住民票のない方は、世帯員全員の市町村民税課税状況が確認できるもの</p>

※18歳以上の方は、千葉県中央障害者相談センターの判定が必要な場合があります。

《補装具の種目》※は借受け制度の対象補装具です。

対象者	補装具名
視覚障がい者(児)	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい者(児)	補聴器
肢体不自由者(児)及び音声・言語機能障がい者(児)	重度障害者用意志伝達装置*
肢体不自由者(児)	義手*、義足*、装具*、車椅子、電動車椅子、姿勢保持装置*歩行器*、歩行補助つえ(T字状・棒状のつえは除く)
肢体不自由児(18歳未満)	座位保持椅子*、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
呼吸器機能・心臓機能障がい者	車椅子、電動車椅子

### ○身体障害者等補装具等自己負担金助成

市では、補装具費を支給した際の自己負担金を助成しています。(基準額あり)